

Bearing Inspector ソフトウェア利用規約

本規約は、NTN 株式会社(以下、「当社」といいます)製ソフトウェア「Bearing Inspector」(以下、「本ソフトウェア」といいます)を使用する際に、本ソフトウェアの提供形態が、当社の販売店・代理店等(以下、「販売店・代理店等」といいます)を通じて提供される場合(以下、「再販モデル」といいます)であるか、または当社が直接提供する場合(以下、「直販モデル」といいます)であるかを問わず、当社と以下に定義する使用者との間で共通して適用されます。

本ソフトウェアは、記録された媒体の種類に拘わらず、当社が提供するプログラムおよび関連する文書類、それら複製物の全てを意味します。

当社は、本ソフトウェアの使用者(当社が別途定める「ライセンスキー発行申請書」の「企業情報」に記載の法人を指し、本規約において、「使用者」といいます)が、以下の内容に全て同意した場合のみ、本ソフトウェアを使用することを許諾します(以下、当該許諾に係る契約を「本契約」といいます)。

第1条(使用权)

1. 当社は、当社または販売店・代理店等が別途定める対価が使用者が支払うことを条件として、使用者に対し、本契約の有効期間内に限り、日本国内において本ソフトウェアを譲渡不能、再許諾不可かつ、予め特定された1台のコンピュータ上で使用する非独占的な権利を許諾します。
2. 複数のコンピュータで本ソフトウェアを共有することはできません。複数のコンピュータで本ソフトウェアを使用する場合には、同時に使用しない場合であっても、使用するコンピュータと同じ数の本ソフトウェアを取得して頂きます。

第2条(用途)

本ソフトウェアは、産業機械に組み込まれる軸受診断用途として、汎用的に用いられることを前提として設計されています。そのため、以下のような機器・システム等の特殊用途(以下、「特殊用途」といいます)へは使用頂けません。

- (1) 原子力発電所、その他発電所向け等のインフラへ影響する用途
- (2) 官公庁向け等の特別な品質保証体制が必要な用途
- (3) 航空宇宙、医療、鉄道、燃焼・燃料装置、乗用移動体、有人搬送装置、娯楽機械、安全機械等、生命、身体、財産に影響する用途

第3条(責任の範囲)

1. 当社は、本ソフトウェアと組み合わせて動作する他の製品(コンピュータおよび周辺機器やソフトウェア)に起因する使用、または使用不能から生じるいかなる損害(事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失、その他金銭的損害を含むがこれらに限定されない)に関して一切保証しません。
2. 当社は、本ソフトウェアに不具合(エラーやバグ等)が一切ないこと、および本ソフトウェアの品質および機能が使用者の使用目的に適合することを一切保証するものではなく、本契約に明示されたもの以外、その品質、性能、安全に関する一切の責任(債務不履行責任、契約不適合責任、品質保証責任、不法行為責任、製造物責任を含むがこれらに限定されない)を負いません。本ソフトウェアの導入は使用者の責任で行って頂くものとし、本ソフトウェアの使用およびその結果についても保証せず、本ソフトウェアの使用およびその結果により生じた損害については、一切責任を負いません。
3. 使用者は、本ソフトウェアを使用するにあたり、使用者の責任において、不具合発生時に働くバックアップやフェールセーフ機能を本ソフトウェア以外で体系的に実施してください。
4. 再販モデルにおいて、本ソフトウェアの品質、性能、利用条件等について、販売店・代理店等が本契約の定めによらず別途明示した内容と適合しないことが判明した場合は、原則使用者と販売店・代理店等間で解決するものとします。
5. 本条は、本ソフトウェアの利用に関する当社と使用者との間の責任範囲を定めるものであり、使用者と販売店・代理店等との間の契約関係に影響を及ぼすものではありません。

第4条(ソフトウェアの仕様変更)

当社は、本ソフトウェアの仕様を予告なく変更することがあります。

第5条(知的財産権)

1. 本ソフトウェアに関わる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他の知的財産権および所有権は当社に帰属するものであり、使用者にはいかなる権利も移転するものではありません。加えて、使用者は第1条に基づく使用权の他にはいかなる権利も主張できません。
2. 当社は、本ソフトウェアについて、第三者の特許権その他の知的財産権に対する侵害がないことの保証を行うものではなく、使用者が、本ソフトウェアに関して第三者から知的財産権の侵害の申立て(警告、訴訟の提起を含む)を受けた場合においても、当社は何らの責任を負わないものとします。

第6条(ソフトウェアの使用)

1. 本ソフトウェアは、以下のいずれかの方法により有償で提供されます。いずれの提供方法であっても、本ソフトウェアをご使用いただくためには当社が別途定める Bearing Inspector ライセンスキー発行申請手順書(以下、「手順書」といいます)に従いライセンスキーの発行申請および認証作業が必要です。
 - (1) 物理メディア(CD、USB 等)による提供
 - (2) 当社が提供するプリインストール済みのコンピュータによる提供
 - (3) 前各号の他、当社の指定する方法による提供
2. 本ソフトウェアのバグフィックスについては、当社の判断により必要と認めた場合、無償で改訂版を提供することがあります。改訂版の提供方法は、物理メディア、その他当社が別途指定する方法によるものとします。ライセンスキーは引き続き有効であり、再申請の必要はありません。
3. 本ソフトウェアは機能向上、あるいは機能追加を目的としたバージョンアップを行うことがあり、バージョンアップしたソフトウェアは、バージョンアップの内容により別のソフトウェアとして 有償で提供することがあります。当社はバージョンアップ後の本ソフトウェアの提供義務を負いませんが、バージョンアップ後のソフトウェアの使用をご希望される場合は、バージョンアップ後の本ソフトウェアを購入の上、新たなライセンスキーを取得していただくことになります。当社が提供した手順書に従って、当社まで新たなライセンスキーの発行を申請してください。
4. 本ソフトウェアを使用するコンピュータを変更する場合、変更前のコンピュータのために発行したライセンスキーは、変更後のコンピュータには使用できません。変更後のコンピュータにおいて引き続き本ソフトウェアの使用を希望する場合は、当社の定める所定の手続きを取っていただいた上で、変更後のコンピュータでご使用いただくためのライセンスキーを取得する必要があります。当社が提供した手順書に従って、当社までライセンスキーの再発行を申請してください。ライセンスキーの再発行は有償であり、本ソフトウェアを使用するコンピュータを変更する場合には、変更の都度、ライセンスキーの再発行に係る費用をお支払い頂きます。使用者が変更後のコンピュータでご使用いただくためのライセンスキーの発行申請をした場合、使用者は変更後のコンピュータのための本ソフトウェアの使用について、本規約に同意したものとみなします。
5. 本ソフトウェアのライセンス認証に使用するライセンスキーを格納したファイル(以下、「ライセンスキーファイル」といいます)を取得した時点で、ライセンスキーファイルのデータに欠損があった場合、取得後30日以内に当社がその状態を確認できた場合に限り、同等品と交換することができます。

第7条(終了)

1. 当社が、本ソフトウェアの事業を終了する場合は、使用者に対し、催告その他手続きを要せず、本契約を終了させることができます。
2. 使用者が本契約に違反した場合、または本契約を継続し難い事由が生じた場合、当社は催告その他手続きを要せず本契約を解除し、本ソフトウェアの使用を終了させることができます。

第8条(秘密保持)

1. 使用者は、本契約に基づき提供される本ソフトウェア、マニュアル、ライセンスキーおよび本契約に関連して知り得た当社の情報(以下、「秘密情報」といいます)を当社の事前の書面による承諾なしに、第三者に開示または漏洩してはならず、本契約に基づく本ソフトウェアの使用以外の目的に使用することはできません。

2. 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると使用者が立証したものは、秘密情報に含まれないものとします。
- (1) 当社から開示される以前に、既に公知であったもの
 - (2) 当社から開示された際、既に使用者が正当に所有していたもの
 - (3) 当社から開示された後、使用者の責によらずに公知となったもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく、適法に入手したもの
 - (5) 当社から開示された後、当社の秘密情報を利用することなく、独自に創出したもの

第9条(禁止事項)

1. 使用者が、購入時のインストールまたはバックアップの作成(1部に限る)を除き、本ソフトウェアの全部または一部を複製、流用、改変、転載、翻案することを禁止します。
なお、本項で禁止する行為には、例えば以下の行為を含みますが、これらに限られません。
 - (1) 本ソフトウェアの画面、プログラム、マニュアル、出力結果等の全部または一部を複写し、第三者に提供し、またはウェブサイト、社内外のネットワーク等に掲載する行為
 - (2) 本ソフトウェアの内容を改変、編集、加工または再構成し、別のソフトウェア、資料またはサービスとして利用する行為
2. 使用者が、本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルなどの方法で、ソースコードの解読を試みることを禁止します。
3. 使用者が、本ソフトウェアを頒布、通信(出版やインターネット上での公開等を含む)することを禁止します。
4. 使用者が、本ソフトウェアを第2条に定める特殊用途で使用することを禁止します。
5. 使用者が、第三者に対し、本ソフトウェア(第6条第1項各号所定の方法により提供されたソフトウェア本体のほか、本ソフトウェアをインストールしたコンピュータ等の製品を含む)を譲渡、貸与、使用許諾、レンタルまたはリース(以下、「譲渡等」といいます)することを禁止します。但し、使用者が、本ソフトウェアをインストールしたコンピュータ等の製品を第三者に譲渡することを希望し、使用者と当社の間で、別途協議の上、当該目的による本ソフトウェアの譲渡等を認める契約を書面により締結する場合は、この限りではありません。
6. 使用者が、直接的、間接的を問わず、本ソフトウェアを日本国の領域外で使用することを禁止します。

第10条(反社会的勢力の排除)

1. 使用者に次の各号の事由が一つでも生じたときは、当社は催告その他手続きを要せず本契約を解除し、本ソフトウェアの使用を終了させることができます。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力(以下、「暴力団等」といいます)であるとき
 - (2) 代表者、責任者、実質的に経営権を有する者または取引先が暴力団等である場合、または暴力団等への資金提供を行う等密接な交際のあるとき
 - (3) 自らまたは第三者を利用して、当社に対して、自身が暴力団等である旨を伝え、または関係者が暴力団である旨を伝えたとき
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、当社に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いたとき
 - (5) 自らまたは第三者を利用して、当社名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をしたとき
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合、または妨害するおそれのある行為をしたとき
2. 当社は、使用者が前項に定める契約の解除事由に該当し、本契約を解除した場合、使用者に損害が生じても、これを賠償する責を負いません。

第11条(本ソフトウェアの初期設定サービスの提供)

1. 本条の規定は、使用者が当社の提供する本ソフトウェアの初期設定を行うサービス(以下「初期設定サービス」といいます)について申込む場合に限り、適用されます。
2. 当社は、使用者の利用条件に合わせた本ソフトウェアの初期設定を行うため、当社または販売店・代理店等が別途定める対価が使用者が支払うことを条件として、初期設定サービスを提供します。なお、初期設定サービスの内容は以下のとおりです。
 - (1) ヒアリングシートによる使用者への使用条件確認
 - (2) ヒアリングシート内容確認・設定提案に関する Web 打合せ(1 時間以内)
 - (3) Bearing Inspector の初期設定(BI Receiver 設定、BI Detector 設定、BI Viewer 設定)
 - (4) 初期設定を行ったファイル(以下、「設定ファイル」といいます)の提供

- (5) 設定ファイル内容のレポート送付
 - (6) 設定ファイル提供後 3 か月間の設定不具合対応
 - (7) 前各号に付帯・関連する業務
3. 前項に記載のない事項については、初期設定サービスの対象外となり、別途費用が発生します。また、第2項に記載の事項であっても、設定された工数を超える場合は、追加で費用が発生する場合があります。
4. 使用者は、複数のコンピュータで本ソフトウェアを使用する場合に、複数のコンピュータについて初期設定サービスの利用を希望する場合は、当該コンピュータの数量に応じて初期設定サービスを購入するものとします。また、複数の利用条件に基づく本ソフトウェアの初期設定を希望する場合は、利用条件毎に初期設定サービスを購入するものとします。
5. 使用者の都合により当社が初期設定サービスの全部または一部を提供できなかった場合であっても、当社が初期設定サービスの提供に向けた作業に着手している場合には、使用者は、別途当社と使用者で合意した場合を除き、初期設定サービスに係る対価を当初合意された条件に従って支払うものとします。
6. 使用者は本ソフトウェアの初期設定以外の設定(振動センサー・データロガー・PC 等機器の準備および設定)を行い、当社に対し、本ソフトウェアの初期設定に必要な情報を提供する責任を負います。
7. 当社は、使用者から提供された使用機器情報、設備および利用環境等に関する情報(以下、「提供データ」といいます)を、初期設定サービスの実施に必要な範囲で使用します。当社は、提供データを、初期設定サービスの品質向上および技術開発のために利用する場合があります。この場合、当社は個別の使用者を特定する情報は利用しません。
8. 当社は、使用者による初期設定サービスの利用およびその結果について保証せず、使用者が初期設定サービスを利用することによって生じた損害(データ損失、事業停止、その他の間接的な損害を含む)に関して一切の責任を負いません。
9. 再販モデルにおいて、本サービスの方法またはその提供結果の内容について、販売店・代理店等が本契約の定めによらず別途明示した内容と適合しないことが判明した場合は、原則使用者と販売店・代理店等間で解決するものとします。

第12条(対価および支払等)

- 1. 再販モデルにおいては、本ソフトウェア並びに初期設定サービスに関する見積、代金の請求および支払は、使用者と販売店・代理店等との間で別途合意される条件に基づき行われるものとします。
- 2. 直販モデルにおいては、本ソフトウェア並びに初期設定サービスに関する見積、代金の請求および支払は、当社と使用者との間で締結される契約或いは別途合意される条件に基づき行われるものとします。

第13条(有効期間)

本契約は、使用者が本規約に同意したときから、効力を有するものとします。本ソフトウェアのライセンス期間は、永年とします。

第14条(契約終了後の措置)

- 1. 本契約が第7条第2項または第10条第1項に基づき終了する場合、本契約に基づいて許諾されたライセンスは自動的に終了します。ライセンスの終了後、使用者は本ソフトウェアの使用を中止して直ちにコンピュータからアンインストールするものとします。
- 2. 第3条、第5条、第8条、第14条および第15条の規定は、本契約の終了後も存続します。

第15条(準拠法・合意管轄)

本契約は日本法に準拠するものとし、本契約に関連する当社と使用者間の一切の訴訟については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所のみに訴えを提起することができます。